

男女

共同参画社会の
実現をめざして

あなたの身近に男女共同参画

男女共同参画とは、男性も女性もお互いを認め合い、協力し合いながらそれぞれの個性と能力を發揮し、性別に関係なく自分の意志でさまざまな活動の計画段階から加わることや、その利益を等しく受けることができ、その責任を共に持つことをいいます。また、そのような社会のことを「男女共同参画社会」といいます。

家庭の中で

- ◆子育てはお互いが協力し合うもの
子育ては、父親・母親共に責任を持ち協力して取り組むものです。
子どもとふれ合うひとときは、家族みんなにとってかけがえのないひとときです。
- ◆家事は家族みんなの仕事
一人ひとりができることをしながら、家族みんなて協力し合うと、きっと快適に過ごせます。
- ◆介護はみんなの支え合い
「介護」は女性の役割といった考えは、固定的な性別役割分担意識の一つです。
男女が共に協力し合いながら取り組みましょう。



男女共同参画の実現に向けて

男女共同参画は、身近なあらゆる場面に存在しています。一人ひとりの小さな取り組みの積み重ねが、男女が共に支え合いながらそれぞれの個性や能力を發揮し、自分らしく暮らすことができる社会、すなわち「男女共同参画社会」の実現につながります。
男女共同参画は女性だけでなく男性にとっても、社会の発展にとっても重要です。
皆さんもできることから始めてみましょう。



問い合わせ

企画課男女共同参画担当(名寄庁舎3階)
☎01654③2111(内線3305)
✉ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp

「今より安くなる」 光回線サービスの勧誘 電話に注意!

名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575

事例

「お客さまが現在利用している光回線料金が、5月から1,080円高くなります。大手電話会社へ乗り換えると今より安くなりますよ」と電話で勧誘された。その後、現在契約中の事業者を確認したところ、5月から値上がりしないことが分かった。
(70代男性)



◆必要がなければきっぱり断りましょう

「今より安くなる」と勧誘されても、契約前に書面を求め「何がいくら安くなるか」など契約内容をよく確認しましょう。

◆事業者名や連絡先をよく確認しましょう

代理店が大手電話会社や関連会社を名乗ったり、誤解を招くような勧誘が多くみられます。

◆契約した場合でも、もう一度確認を

契約先の事業者名やサービス名、契約内容(月額料金・オプションサービス・契約期間・解約料など)を確認しましょう。

◆初期契約解除制度

契約しても、書面を受け取ってから8日間は初期契約解除ができます。
キャンセルするときは早めに事業者へ連絡しましょう。

アドバイス

困ったときは消費生活センターに相談ください。